

(総 則)

- 第1条 乙は、別紙仕様書または図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）の定めるところにより、物品を納入するものとする。
- 2 乙は、物品を納入する場合、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 3 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、物品を納入するうえにおいて当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で行うものとする。
- 4 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 5 乙は、いったん甲に納入した物品を、甲の承諾を得ないで持ち出すことはできない。

(納入期限)

- 第2条 乙は、表記期限内に納入しなければならない。
- 2 乙は、期限内に物品を納入することができない理由が発生したときは、速やかにその理由及び遅延日数等を詳記して、甲に届出なければならない。
- 3 乙は、天災事変、その他やむを得ない理由により、期限内に物品を納入することができないときは、甲に期限延長の請求をすることができる。この場合において甲は、その請求を適当と認めるときは、これを承認することができる。
- 4 前項の請求は、期限内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(監 督)

- 第3条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(検 査)

- 第4条 乙は、物品を納入したときは、直ちに届出て甲の定める検査を受けるものとする。検査に要する費用及び検査のため変質変形または消耗し損じた物品の損失は、すべて乙の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。
- 2 甲は、支障のない限り前項の届出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を完了するものとする。
- 3 乙は、甲の指定する日時において検査に立会うものとする。乙は、立会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

(手直しまたは引換え)

- 第5条 乙は、納入した物品の全部または一部が前条第1項の検査に合格しないときは、すみやかにその不合格となった物品を引き取ったうえ、手直しまたは引換えにより、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、1回に限り、手直しまたは引換えの期間として相当日数を指定することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により手直しまたは引換えが終了したときは、直ちに届出て、更に検査を受けなければならない。
- 4 第4条の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

- 第6条 甲は、第4条または第5条の検査（以下「検査」という。）に合格しなかった物品について、そのかしの程度が軽微であり、かつ使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。
- 2 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第7条 物品の所有権は、検査に合格したときまたは前条第2項の協議が成立したときに乙から甲に移転したものとす。
- 2 所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて乙の負担とする。ただし甲の故意または過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(かし担保責任)

- 第8条 乙は、物品の品質不良、変質、数量の不足その他の隠れたかしについて、所有権移転の日から1年間その補修、引換え若しくは補足または損害賠償の責任を負うものとする。
- 2 乙が、かしの補修に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、このために乙が損害をこうむることがあっても甲は、賠償の責任を負わないものとする。

(違約金の徴収)

- 第9条 乙は、期限内に物品を納入しないときは、延滞日数1日につき契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）（以下「法定率」という。）を乗じて計算して得た額を違約金として甲に納付するものとする。ただし、甲が個々に分割して履行しても支障がないと認めるときは、各部分について計算することができる。
- 2 乙は、第5条の規定による手直しまたは引換えが指定した期間後にわたるときは、前項によって違約金を納付するものとする。
- 3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

(契約内容の変更等)

- 第10条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約内容を変更し、または物品の納入を中止をさせることができる。

(事情変更による契約内容の変更)

- 第11条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲または乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、納入期限、その他の契約内容を変更することができる。

(契約金額の増減に伴う契約保証金の変更)

- 第12条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。
- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させまたは返還する。

(協議解除)

- 第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

2 乙は、次の各号の一に該当する場合においては、甲と協議のうえこの契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により、甲が物品の納入を中止させまたは中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき。

(2) 第10条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が納入期限内に契約を履行しないとき、または履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙またはその代理人若しくは使用人が、契約の締結または履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) 乙またはその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督または検査の実施に当たり区職員の指示に従わないとき、またはその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたとき、または乙について破産の申し立てがあったとき。

(5) 前各号のほか、乙がこの契約事項に違反したとき。

(6) 前条第2項に定める場合のほか、乙から契約解除の申し出があったとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく、またはその金額が契約金額の100分の10に充たないとき乙は、契約金額の100分の10相当額または不足額を甲に納付しなければならない。ただし、乙が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたため契約が解除されたとき、または正当な理由による乙からの申し出にもとづき契約が解除されたときは、この限りでない。

3 この条項の契約解除は、第9条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第14条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(代金の支払い等)

第15条 契約金額または契約保証金は、乙が物品を完納し、かつ甲の検査に合格した後、または第6条第2項の協議が成立した後、乙の請求により30日以内に支払いまたは還付するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 乙から、あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した部分に対する請求があったときは、甲は、物品の完納前であっても検査に合格した既納部分の代金を支払うことがある。

3 前項の代金は、内訳書により算定するものとする。

4 契約金額の支払いが期限内に終了しないときは、甲は、延滞日数1日につき支払金額に法定率を乗じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

5 契約代金の支払場所は、甲の指定したところとする。

(賠償の予定)

第16条 乙は、第14条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲に対して支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第14条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

(2) 第14条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第17条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金または返還すべき契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利の譲渡等)

第18条 乙は、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡または担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定等)

第19条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。